

第18回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年10月30日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後2時58分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第4条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
5. 出席委員(28人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一
 13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信
 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子
 10番 浅井 照久 12番 松浦 崇 13番 西山 剛
 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 11番 松浦 正博 15番 川村 吉則
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第18回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第18回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

9番 阿部 芳昭 委員 11番 松浦 岩男 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。大友政基代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大友政基委員）

第1班代表委員の大友政基です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年10月30日提出。

番号1、大字・字・地番は、堀内字南竹140番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は1,816㎡です。転用目的は資材置場。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、売買。

足場、コンテナ置き場。売買価格は1㎡当たり83円、総額150,000円です。

議案第1号1番から3番につきましては、10月28日の担任委員会で現地調査を

行い、代理人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容については、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、国道4号の東側、堀内集会所から170mほど南南西で市道本郷堀内線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第3種農地となります。

譲受人は、仙台市太白区及び名取に営業所を構え、建築工事業等を営んでおり、既存の営業所では、資材やトラックを置くスペースが手狭となり、資材置場や車両駐車可能な十分な面積を確保できる土地を探したところ、名取営業所から近い場所で適地であったことから今回の申請に至ったものです。

資材置場は、北側の139番及び東側140番1と一体的に利用するもので、盛土は行わず、適宜、整地を行うものです。雨水排水は自然浸透により処理することと、汚水は発生しないものです。農業用排水からの取水排水はないとのことです。

周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

なお、出入りする市道の歩道部分については、舗装及び側溝等に車両荷重に耐えられるか不明であることから、市土木課と協議するよう指導しました。

番号2、大字・字・地番、愛島塩手字西滝沢21番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は2,002㎡。

転用目的は太陽光発電設備。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買。太陽光パネル144枚、パワーコンディショナー9台。売買単価は1㎡あたり250円、総額500,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、審査内容については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は、藤原実方の墓から630mほど西南西で市道塩手滝沢線西側に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。

愛島塩手の丘陵にある休耕地で、太陽光発電事業の条件を満たすことができる適地として判断し、譲渡人から同意を得たことから今回の申請に至ったものです。

太陽光発電設備は、整地のみを行い、雨水は自然浸透を主としますが、南側に傾斜していることから、南側境界付近に土側溝を設け、雨水を集水及び自然浸透させることとします。周辺にフェンスを設置することとしており、年3回程度草刈を行うこととしますが、今後、防草シートの設置も検討しているとのことです。周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

万が一、周辺農地に被害が生じた場合は適切に対処し、全責任を負うこととしております。

なお、周辺農地の土側溝についても配慮するようお願いしました。

番号3、大字・字・地番、愛島小豆島字島東382番1及び383番。地目は両筆登記現況ともに田、登記面積は687㎡、954㎡合計1,641㎡。

転用目的は太陽光発電設備。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買。太陽光パ

ネル168枚、パワーコンディショナー10台。売買単価は1㎡あたり427円、総額700,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の4ページ、審査内容については、担任委員会資料の5ページ、6ページをご覧ください。

申請人は、番号2と同じです。

申請地は、慶雲院から120mほど西北西で市道清水坂線北側、農道愛島53号西側に位置し、農業振興地域区域外、第2種農地となります。

愛島小豆島にある休耕地で、太陽光発電事業の条件を満たすことができる適地として判断し、譲渡人から同意を得たことから今回の申請に至ったものです。

太陽光発電設備は、整地のみを行い、雨水は自然浸透を主としますが、南側境界付近に土側溝を設け、雨水を集水、自然浸透させることとします。周辺にフェンスを設置することとしており、年3回程度草刈を行うこととしますが、今後、防草シートの設置も検討しているとのこと。周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

万が一、周辺農地に被害が生じた場合は適切に対処し、全責任を負うこととしております。

なお、近隣に居住している住民からは、太陽光発電設備設置に係る説明を行い、同意を書面で取得しているとのこと。

1番から3番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第1号1番から3番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、建築工事等事業者の資材置場等への転用及び売買であり、盛土は行わず整地のみとします。

雨水は、自然浸透とし、土砂の流出は発生しないことから、周辺農地への影響は発生しないと考えられます。

なお、農業用排水からの取水排水も発生しないとのこと。

2番及び3番は、太陽光発電設備への転用及び売買であり、周辺農地に影響を及ぼさないよう、適宜草刈を行うこと、雨水処理に配慮するようお願いしました。

周辺農地への影響は発生しないと考えます。

1番から3番については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

1番の売買単価ですが、農用地として売買でなく事業用地として求めるには著しく低

い額ではないかと感じます。支障のない範囲で構いませんので、理由が分かれば教えて頂きたい。

○ 1 班代表委員（大友政基委員）

譲渡人は3名の共有名義で全て県外の方で、所有していても管理が出来ずに悩んでおり処分したい意向であること、さらに今回隣接している宅地を含めた区域の老朽化した居宅の解体や周辺の整地などを譲受人が行ったという経緯があり、この金額になったということでした。

○ 1 4 番（大内繁徳会長職務代理）

分かりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第2号に入る前に、議案と関連がありますので、相澤喜美委員は退席をお願いします。

〔相澤喜美委員退席〕

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。大友政基代表委員説明をお願いいたします。

○ 1 班代表委員（大友政基委員）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年10月30日提出。

番号1、大字・字・地番、下余田字成田202番1、地目は登記現況とも田。登記

面積は160㎡。権利種別は売買。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は461a、世帯員6人、労力人3人、備考として売買。10a当たり600,000円、総額96,000円です。

1番から3番につきましては、10月28日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページをご覧ください。

申請地は、円満寺から930mほど北、市道成田四郎丸線沿いに位置し、農業振興区域の農用地区域となります。

譲受人は、下余田地区において、水稻やセリ、野菜を栽培する認定農家であります。

今回、譲渡人の離農に伴い、売買の申し入れがあったことから申請に至ったものです。

番号2、大字・字・地番、下増田字台林65番1、77番、238番。地目は各筆全て登記現況とも畑。登記面積は333㎡、705㎡、950㎡、合計1,988㎡。権利種別は売買。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は3,807a、世帯員4人、労力人2人、備考として売買。10a当たり250,000円、総額497,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の7ページ、8ページをご覧ください。

申請地は、仙台空港の東に位置し、市道北釜線、北釜大橋の北側、1筆は農業振興区域の農用地区域。北釜防災公園の北側、2筆は農業振興区域の農用地区域外となります。

譲受人は、下増田地区において、水稻や大豆を栽培し、多くの農地を集積する認定農家であります。

今回、譲渡人の経営規模縮小に伴い、売買の申し入れがあったことから申請に至ったものです。

番号3、大字・字・地番、飯野坂字土城堀259番1、外5筆。地目は各筆登記現況とも同じで、田が5筆、畑1筆です。登記面積は259番1が1,208㎡、田が2,713㎡、畑が878㎡、合計4,799㎡。権利種別は使用貸借。

貸付人・借受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は0a、世帯員4人、労力人1人、備考として使用貸借権設定です。期間は令和8年1月1日より10年間です。

位置図・公図につきましては、議案書の9ページから12ページをご覧ください。

申請地は、名取中央スマートインターチェンジ西に位置し、農道館腰202-1号の北側、農業振興区域の農用地区域となります。

植松字三角は、仙台空港の北に位置し、市道耕谷札前線沿い、農業振興区域の農用地区域となります。

愛島笠島字北台は、佐倍乃神社（道祖神社）から310mほど東南東で、農道愛島30号の南側、農業振興地域外となります。

愛島笠島字本岩は、愛島小学校から410mほど北東、県道仙台岩沼線沿い、愛島笠島歩道橋の南東側、農業振興区域の農用地区域となります。

後継者への使用貸借であり、写真により対象農地を確認し、適切に管理されていることを判断いたしました。

なお、借受人である後継者は、農業技術の習得のため教育施設に通学しており、今後、申請地で、ジャガイモ、とうもろこし、白菜などの野菜を栽培する計画であります。

1番から3番について、担任委員会資料の7ページ、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、許可について問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員に意見等についてお話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第2号1番から3番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番及び2番は、規模拡大による売買であります。3番は、後継者への使用貸借であります。申請地はいずれも適切に管理され、今後も同様と考えられます

1番から3番の許可について、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第2号1番から3番について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。
ここで相澤喜美委員の着席をお願いします。

〔相澤喜美委員入室〕

《議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和7年10月30日提出。

番号1、大字・字・地番。堀内字南竹140番。地目は登記・現況ともに畑。登記面積1,816㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、資材置場（令和7年10月、農地法第5条による許可。）

番号2、大字・字・地番。愛島塩手字西滝沢21番。地目は登記・現況ともに畑。登記面積2,002㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、太陽光発電設備（令和7年10月、農地法第5条による許可。）

番号3、大字・字・地番。愛島小豆島字島東382番1及び383番。地目は両筆登記・現況ともに田。登記面積687㎡、954㎡、計1,641㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、太陽光発電設備（令和7年10月、農地法第5条による許可。）です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第3号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定といたします。

《報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について、（2）農地賃貸借権解約について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（2）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（１）及び（２）について承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔１１月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔１０月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕

〔ＨＰ掲載の賃貸借・売買希望の農地情報更新について報告した。〕

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

〔令和７年農地パトロール結果の速報値について報告した。〕

〔令和７年秋まつりの出店見送りについて報告した。〕

○ 事務局（伊藤主査）

〔１１月開催の視察研修案内と参加者の確認をした。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

ないようですので、これをもちまして第１８回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後２時５８分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年10月30日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員9番

阿部 芳昭

署名委員11番

松浦 岩男